

(照会先)
社会保険業務センター
企画調整課 嶋崎、佐野
電話直通 3595-2679(12月13日(水))
電話直通 5344-1109(12月14日(木)以降)

平成18年12月13日
社 会 保 険 庁

年金振込通知書の記載誤りについて

1 事案の概要

12月定期支払以降の支払額等をお知らせする「年金振込通知書」について、12月初旬に年金受給者あて送付したところであるが、年金の振込先を紀陽銀行にされている方の一部について、当該通知書の振込先金融機関店舗名(支店名)に記載誤りがあることが、12月11日、受給者からの申し出により判明した。

2 原因

10月に紀陽銀行と和歌山銀行が合併した際に、支店名変更の事務手続きを一部誤ったことによる。

なお、年金の振込については影響しない。

3 対象者数

1702件	〔	岸和田支店を東岸和田支店と誤記載	1024件
		堺支店を中もず支店と誤記載	678件

4 対応

- (1) 対象者の方には、12月12日(火)にお詫びの手紙を送付し、12月定期の支払分が確実に振込まれることを周知する。
- (2) 再発防止策として、金融機関合併等にかかる事務手続きについて見直しを検討する。